

第5号議案

豊後大野市国民健康保険税条例の一部改正について

豊後大野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年2月21日 提出

豊後大野市長 川野文敏

提案理由

国民健康保険の被保険者に係る中間所得者及び加入世帯全体の負担軽減を図るため、国民健康保険税の税率等を引き下げたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊後大野市国民健康保険税条例（平成17年豊後大野市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の10.00」を「100分の9.50」に改める。

第5条の2第1号中「19,800円」を「19,000円」に改め、同条第2号中「9,900円」を「9,500円」に改め、同条第3号中「14,850円」を「14,250円」に改める。

第7条の3第1号中「7,200円」を「6,600円」に改め、同条第2号中「3,600円」を「3,300円」に改め、同条第3号中「5,400円」を「4,950円」に改める。

第23条第1号イ(ア)中「13,860円」を「13,300円」に改め、同号イ(イ)中「6,930円」を「6,650円」に改め、同号イ(ウ)中「10,395円」を「9,975円」に改め、同号エ(ア)中「5,040円」を「4,620円」に改め、同号エ(イ)中「2,520円」を「2,310円」に改め、同号エ(ウ)中「3,780円」を「3,465円」に改め、同条第2号イ(ア)中「9,900円」を「9,500円」に改め、同号イ(イ)中「4,950円」を「4,750円」に改め、同号イ(ウ)中「7,425円」を「7,125円」に改め、同号エ(ア)中「3,600円」を「3,300円」に改め、同号エ(イ)中「1,800円」を「1,650円」に改め、同号エ(ウ)中「2,700円」を「2,475円」に改め、同条第3号イ(ア)中「3,960円」を「3,800円」に改め、同号イ(イ)中「1,980円」を「1,900円」に改め、同号イ(ウ)中「2,970円」を「2,850円」に改め、同号エ(ア)中「1,440円」を「1,320円」に改め、同号エ(イ)中「720円」を「660円」に改め、同号エ(ウ)中「1,080円」を「990円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の豊後大野市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。